

費用は
無料

秘密は
厳守

労働相談&あっせん

働く方と事業主の間のトラブル解決のお手伝いをします！

ピタッ

まずはお気軽にご相談ください！

配転拒否

リストラ

賃下げ

パワハラ
セクハラ

「相談」はこちら

長崎県労働相談情報センター

労働問題アドバイザー（月1回は弁護士）が、
労使間のトラブルについて一緒に解決方法を
考えます。

「あっせん」はこちら

長崎県労働委員会

労働委員会は働く方と事業主の方との
トラブルを解決するため、法律によって
設けられた行政機関です。



『あっせん』とは？

あっせん員が当事者双方から丁寧に話を聞き、トラブルの円満な解決をお手伝いする制度です。

『あっせん員』とは？

原則として、労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員の**三者で構成**されます。

- 公益委員：公益を代表する委員、弁護士や大学教授など
- 労働者委員：労働者を代表する委員、労働団体役員など
- 使用者委員：使用者を代表する委員、会社経営者など

誰でも
利用できますか？

長崎県内の事業所で働く方（働いていた方）、事業主の方はどなたでもご利用でき、**費用は無料**です。

どうすれば
利用できますか？

県の労働相談情報センターの相談員にあっせんの希望を伝えていただくか、直接労働委員会にあっせん申出書をご提出ください。
※労働委員会のホームページに様式を掲載しています。

相手が
応じない場合は？

あっせん員が粘り強く調整に努めますが、それでも応じていただけない場合は、あっせん打ち切りとなる場合があります。

どのように
進められますか？

県庁内の会議室で当事者双方から個別にお話を聞きながら進め、**秘密は厳守**します。

1回のあっせんに
かかる時間は？

事案により異なりますが、概ね2時間程度です。

どれくらい日数が
かかりますか？

早期解決を目指しています。裁判などに比べて手続きが早く、事案により異なりますが、過去10年では平均約50日で終結しています。

長崎市



佐世保市



あっせん問合せ先

長崎県労働委員会事務局

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県庁 行政棟7階

TEL 095-822-2398

開設時間 9:00～17:45

(土日・祝祭日、年末年始はお休みです)



労働相談先

長崎県長崎労働相談情報センター

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県庁 行政棟5階

TEL 095-821-1457 または **0120-783-258**

TEL 095-821-1457 または **095-820-0166**

開設時間 9:00～17:00

(土日・祝祭日、年末年始はお休みです)

長崎県佐世保労働相談情報センター

〒857-8502 佐世保市木場田町3-25 県北振興局 本館4階

※電話相談はすべて長崎労働相談情報センターで対応しています。

開設時間 10:00～17:00

(毎週水曜日(祝祭日を除く)に開設しています)